**【新生児聴覚検査実施のお願い】**

**（医療機関ご担当者様へ）**

　平素より、母子保健事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。飯塚市では、令和７年４月１日より「新生児聴覚検査費助成事業」を実施いたします。指定医療機関以外（業務委託契約を締結していない医療機関）で新生児聴覚検査を受けられた場合には、償還払いにて対応させていただきます。新生児聴覚検査の内容は次のとおりです。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

**【対象者】**

次の①～③を満たす方

1. 令和７年４月１日以降に出生した新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者
2. 検査実施日に飯塚市に住民票がある新生児または新生児の保護者
3. 聴覚検査に関して、他市町村の助成を受けていない方

**【実施回数】**

AABR検査（自動聴性脳幹反応検査）OAE検査（耳音響放射検査）のいずれか１回のみ

**【費用】**

医療機関が定める健診費用を全額自己負担していただきます。

後日、申請に基づき、一回上限5,000円(OAE検査の場合は3,000円)まで助成する償還払い対応です。

生後28日までに受けた初回検査が償還払いの対象となります。ただし、長期入院その他ややむを得ない事情により、生後28日未満に検査ができなかったときは、生後90日以内が対象となります。

※確認検査は償還払いの対象にはなりません。

**【検査の流れ】**

1. 持参される新生児聴覚検査受検券をご確認ください。

＊令和７年3月31日までに母子手帳の交付を受けた方は受診券がありませんので、住所をご確認の上、検査の実施をお願いします。

②検査を実施し、母子健康手帳P18 『検査の記録』に検査結果を記載してください。

③検査費用を支払われたら、領収書・明細書をお渡しください。

**【報告】**

確認検査で「リファー」となり保護者から同意をいただいた場合のみ福岡県乳幼児聴覚支援センターへ連絡してください。